

# 茅ヶ崎市 水洗化等資金融資制度

市では排水設備工事を行う皆様の負担を少しでも減らすことができるよう、水洗トイレに改造する資金を融資あっせんする制度を設けています。

- ◆ 融資あっせん限度額 100万円  
(汲み取り口1つにつき30万円以内/し尿浄化槽1基につき30万円以内)
- ◆ 返済方法 36か月以内に元利均等償還
- ◆ 利子補給 利子は相当額を市が補助(年度末に補給)



## 【対象となる工事内容】

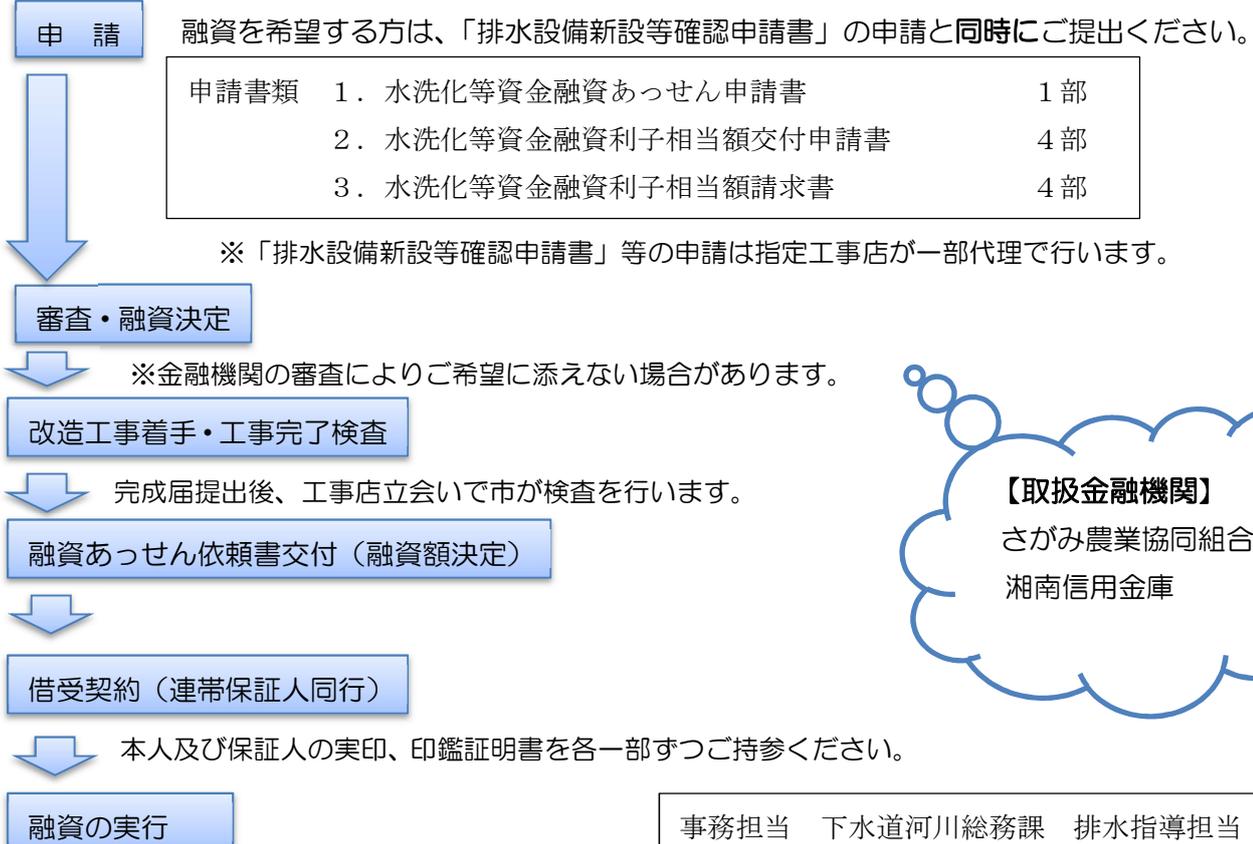
- ① 浄化槽を廃止して污水管に接続する工事
- ② 汲み取り便所を水洗化する工事

※家屋を新築する場合は対象となりません

## 【ご利用できる方】(全ての条件を満たすことが必要です)

- ① 市内に住所を有し、独立の生計を営む方
- ② 市税、公共下水道事業受益者負担金、下水道使用料を滞納していない方
- ③ 融資を受けた資金の返済能力があり、連帯保証人がある方

## 【ご利用手続きの流れ】



## 【取扱金融機関】

さがみ農業協同組合  
湘南信用金庫